

(病院事業の設置)

第1条 市民の健康保持に必要な医療を提供するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項の規定により、病院事業を設置する。

【解説】

- ・大和市が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定に基づき、病院事業を設置する目的について規定しています。

(名称及び位置)

第2条 病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和市立病院
- (2) 位置 大和市深見西八丁目3番6号

【解説】

- ・大和市が設置する病院の名称及び位置について規定しています。

(経営の基本)

第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 外科
- (3) 精神科
- (4) リウマチ科
- (5) 小児科
- (6) 皮膚科
- (7) 泌尿器科
- (8) 産婦人科
- (9) 眼科

- (10) 耳鼻いんこう科
- (11) リハビリテーション科
- (12) 放射線科
- (13) 病理診断科
- (14) 麻酔科
- (15) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める診療科目

3 病床数は、403床とする。

#### 【解説】

- ・大和市の病院事業の経営に関する基本的事項として、経営の原則と事業規模を規定しています。
- ・第1項では、地方公営企業法第3条に規定されている、経営の基本原則を引用しています。
- ・第2項は、大和市立病院の診療科目を規定しています。
- ・第3項は、大和市立病院の病床数を規定しています。

(診療費用等)

第4条 保険診療の費用は、次に掲げる告示により算定した額とする。

- (1) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）
  - (2) 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）
- 2 一般診療の費用は、前項に掲げる告示により算定した額に1.5を乗じて得た額とする。  
ただし、予防接種、人間ドックその他前項の告示により算定することが適当でない診療の費用は、別に定める額とする。
- 3 使用料及び手数料の額は、別表第1に規定する額とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、診療等に特別に経費を要したときは、その実費相当額を徴収することができる。
- 5 前3項の場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税が課されない診療等以外の一般診療等の費用は、前3項の規定により算出された額の合計額（以下この項において「算出合計額」という。）に算出合計額に同法第29条の税率を乗じて得た額（以下この項において「消費税相当額」という。）及び消費税相当額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た額（その合計額に

10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。

【解説】

- ・第1項の「保険診療」とは、単独であれば健康保険法上の「療養の給付」にあたる診療のことをいいます。
- ・「療養の給付」とは別に、健康保険法等に基づき入院等と併せて行う「療養に係る給付」として、食事療養と生活療養があります。
- ・「療養の給付」の費用は、厚生労働大臣が定めるところにより算定するとされています。これを受けて、厚生労働省告示で定められたものが「診療報酬の算定方法」です。
- ・同じく、食事療養及び生活療養の費用は、厚生労働大臣が定めるところにより算定するとされています。これを受けて、厚生労働省告示で定められたものが、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」です。
- ・保険制度は、患者（被保険者）の疾病又は負傷について、病院（保険医療機関）が患者に対して診察、治療、薬剤の支給、入院などの「療養の給付」を行い、全国健康保険協会など（保険者）は、病院に患者の一部負担額を除いた「療養の給付」の費用を支払い、患者は病院に一部負担額を支払うという構造になっています。
- ・保険者と保険医療機関の間は健康保険法等で定められた公法関係とされていますが、患者と保険医療機関の間にも私法上の準委任契約が締結されているものと考えられています。
- ・本条第1項は、健康保険法等により定められた、療養の給付、食事療養費及び生活療養費について、準委任契約に基づく患者の一部負担金に関する費用を定めた規定です。
- ・第2項の「一般診療」とは、「自由診療」のことをいいます。
- ・「自由診療」とは「療養の給付」にあたらぬ診療のことをいいます。公的な医療保険などの適用のない診療・治療全般、健康保険の適用のない健康保険未加入の外国人旅行者などへの診療を指します。令和5年2月28日現在、がん治療における陽子線治療、重粒子線治療、未承認の医薬品治療などの先進医療のほか、まぶたの二重整形や豊胸などの美容目的の診療も自由診療に含まれます。
- ・「自由診療」は、患者と医療機関の間での医療サービスを供給する旨の準委任契約に基づき行われる私契約であり、治療材料や医薬品の価格も千差万別であるため、相当の範囲内であれば自由に価格設定ができるとされています。
- ・健康保険法等は「疾病又は負傷」などを対象としているため、予防を目的として任意に行

う「予防接種、人間ドック」なども「療養の給付」の対象外となっています。

- ・第2項の「その他前項の告示により算定することが適当でない診療」とは、「疾病又は負傷」を対象としていない診療、告示されていない診療、告示により算定した額に1.5を乗じて得た額が相当ではない診療などをいいます。
- ・第3項の「使用料及び手数料」とは、前2項以外の費用で、特別療養環境室、初診、再診時の選定療養費や証明書代などの文書の発行に係る費用など、保険診療との併用が認められている療養のうち患者の選定により生じる費用や療養の給付に直接関連しない費用などをいいます。
- ・第4項は、前3項以外に発生した費用について、実費額相当額を徴収できるとする規定です。ただし、前3項に包括されている材料やサービスに含まれている費用、診療報酬の算定上、回数制限のある検査等を規定回数以上に行った場合の費用（費用を徴収できると定められているものを除く）などについては、徴収することはできません。

例：シーツ代、冷暖房代、電気代、ガーゼ代、縫合糸代など

(診療費用等の減免)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、診療費用その他の費用を減免することができる。

【解説】

- ・「必要があると認めるとき」とは、病院の管理運営上又は医学上の見地から、患者の同意がない状況で「特別の病室の提供」（健康保険法第63条第2項第5号）を行った場合や、天災その他特別の事情がある場合で減免を必要とする患者と認める場合などをいいます。
- ・「診療費用その他の費用」とは、患者が病院に対して支払い義務のある費用の一部又はすべての費用をいいます。

(駐車場使用料)

第6条 駐車場使用料の額は、別表第2に規定する額とする。

【解説】

- ・本条は、病院事業における駐車場使用料の額を定めています。
- ・個別具体的な使用料の額は、別表2にまとめて規定しています。

(駐車場使用料の減免)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、駐車場使用料を減免することができる。

【解説】

- ・本条は、駐車場使用料について、市長が必要と認めるときは、減免することができることを定めています。

(債権の放棄)

第8条 市長は、第4条に規定する診療費用等に係る債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを放棄することができる。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第166条第1項に規定する消滅時効の期間が経過したとき。
- (2) 債務者が、破産法（平成16年法律第75号）の規定によりその責任を免れたとき。
- (3) 債務者が所在不明で、差し押さえることができる財産がないとき。
- (4) 医療行為について法律上の争いがある場合において、本市が敗訴したとき、又は相手方と和解したとき。

【解説】

- ・法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利の放棄をするためには、議会の議決を経る必要があります。また、債務者に免除を行うには、地方自治法施行令第171条の7第1項の規定による必要があります。しかし、市立病院では、毎日多数の債権が発生し、この中には回収の努力を行っても、回収が困難で将来的にも回収の見込みのない債権もあります。回収が困難かつ回収見込みのない債権をいつまでも管理することは、管理する債権数が膨大となり、管理の負担が増加します。回収が困難かつ回収の見込みのない債権を放棄し、地方公共団体の債権債務関係を明確にする必要があります。このため、放棄すべき回収が困難かつ回収の見込みのない債権の類型として、各号を規定しました。

(第1号)

- ・最高裁の判決（最判平成17年11月21日 民集59巻9号2611頁）により、公立病院の診療費用にかかる債権は民法の適用となる私債権とされました。民法では時効期間の経過により自動的に債権が消滅するわけではなく、期間経過後の債務者などの当事者の時効の援用によりはじめて債権が消滅します。このため、当事者の援用がなくても、債権を放棄できるよう規定しました。

(第2号)

- ・免責許可決定があった場合は、破産者の責任が免除されます(破産法第253条第1項)が、債権が当然に消滅するわけではないと考えられています。この場合、法的に回収することができず、債務者が任意に履行することも期待できないため、債権を整理できるよう規定しました。

(第3号)

- ・「所在不明」とは、生活の本拠を離れ、住所不明又は居所不明で、その行方が明らかでない状態をいいます。
- ・債務者が所在不明の場合、支払の催促や督促などは行えませんが、民事訴訟及び民事執行手続により、債権の回収を図ることができます。しかし、給与、銀行預金、動産、不動産といった差し押さえるべき財産がない場合は、民事訴訟及び民事執行手続を行っても債権を回収できません。このため、債権を放棄できるよう規定しました。

(第4号)

- ・「法律上の争いがある場合」とは、訴訟係属の有無にかかわらず、医療行為に関して本市と患者の意見や主張などに不一致がある場合をいいます。
- ・「本市が敗訴したとき」とは、本市が被告である訴訟において、請求認容判決、一部認容判決が確定した場合、又は、本市が原告である訴訟において、却下判決、請求棄却判決、一部認容判決が確定した場合をいいます。これにより本市の主張で認められなかった部分の債権が放棄の対象となります。
- ・「和解」とは、裁判上の和解、裁判外の和解をいいます。
- ・裁判所の関与する和解を裁判上の和解といいます。裁判上の和解が成立した場合、確定判決と同一の効力があります。
- ・裁判所が関与せず、当事者のみで和解契約を締結することを裁判外の和解といいます。和解契約が成立した場合、各当事者が放棄した権利を消滅させ、和解契約で明記された権利を各当事者に取得させる効力があります。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が20,000,000円以上の不動産又は動産の買入れ又

は譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

**【解説】**

- ・大和市の病院事業における重要な資産の取得及び処分について、予算で定めるべき内容を定めた規定で、地方公営企業法施行令第26条の3により、土地については、市町村は1件5,000平方メートル以上のもの、金額は、指定都市を除く市は、20,000,000円が基準となっています。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。

**【解説】**

- ・本条では、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任を免除する際に大和市議会の議決が必要となる要件を定めています。
- ・職員の賠償責任について、その職員がもたらした損害が、避けることのできない事故、その他やむを得ない事情によるものであることが証明された場合は、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができることと規定されていることから、この条文において、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合は、免除について議会の同意を得なければならないと規定しています。

（議会の議決を要する負担付き寄附の受領等）

第11条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により、条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又は目的物の価額が500,000円以上のもの、及び法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が500,000円を超えるものとする。

**【解説】**

- ・本条では、負担付きの寄附や贈与を受ける際に大和市議会の議決が必要となる要件を定めています。

- ・地方公営企業法第40条第2項で、条例で定めるものを除き、負担付きの寄附又は贈与を受けること、市が当事者である審査請求その他不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、市議会の議決は不要であることが規定されています。
- ・しかし、係争金額の多額なもの等重要な事案に関しては、市議会の議決が必要であるため、この条文において議決すべき事項として規定しています。

(業務状況説明書類の作成)

第12条 市長は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定により毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類については11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類については翌年5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算状況を、翌年5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概要

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするために市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、速やかにこれを作成しなければならない。

**【解説】**

- ・本条は、病院事業の業務状況説明書類の作成について規定しています。
- ・地方公営企業法第40条の2第1項では、地方公営企業である病院事業の管理者は、条例に基づき、毎事業年度に少なくとも2回以上業務状況説明書類を作成し、市長へ提出しなければならないと規定されています。そして、市長は遅滞なく公表することと規定されています（本院は地方公営企業法第2条第2項に基づく財務規定の一部適用となっていることから、同法第34条の2の規定により、管理者の権限は市長が行います。）。



- ・第1項では、業務状況説明書類の作成時期について定めており、4月1日から9月30日までの業務状況説明書類は11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況説明書類は翌年5月31日までに作成しなければならないとしています。
- ・第2項では、業務状況説明書類に記載すべき事項は、事業の概要と経理の状況のほか、病院事業の経営状況を明らかにするために必要であると市長が認める事項と規定しています。
- ・そのほか、11月30日までに作成する業務状況説明書類では、前年度の決算の状況を明らかにしなければいけません。また、翌年5月31日までに作成する業務状況説明書類では、当該事業年度の予算の概要と経営方針を明らかにすることとしています。
- ・第3項では、地震や台風等の天災、その他やむを得ない事故が発生し、業務状況説明書類の作成が期日に間に合わなかった場合について規定しており、その場合、市長は、速やかに業務状況説明書類を作成しなければならないとしています。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

**【解説】**

- ・この条例の施行について必要な事項を、規則として別に定めることを規定しています。

附 則

- 1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。
- 2 昭和42年1月1日から同年3月31日までの間に行なわれる資産の取得および処分に対する第9条の規定の適用については、同条中「法第33条第2項の規定により予算で定め」とあるのは、「地方公営企業法の一部を改正する法律（昭和41年法律第120号）附則第2条第3項の規定により適用される法第33条第2項の規定により議会の議決を経」とする。
- 3 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 国保大和市立病院条例（昭和30年大和町条例第1号）
  - (2) 大和市病院事業の業務の状況を説明する書類の作成に関する条例（昭和39年大和市条例第10号）
  - (3) 大和市病院事業の契約に関する条例（昭和39年大和市条例第9号）

**【解説】**

- ・附則は、この条例の施行期日のほか、この条例の施行の際に必要な事項を規定してい

ます。

- ・第1項は、この条例の施行期日を定めており、この条例の効力が発生する日は、昭和42年1月1日とすることを定めています。
- ・第2項は、この条例の第9条では、重要な資産の取得及び処分について、地方公営企業法第33条第2項の規定により予算で定めなければならないことが規定されていますが、この条例の施行期日から直近の3月31日までの間に行われた行為については、同法附則第2条第3項の規定を適用させて、議会の議決を経ることと規定しています。
- ・第3項は、この条例の施行にあわせて、次に掲げる条例は不要なため、廃止する旨を規定しています。

(1) 国保大和市立病院条例（昭和30年大和町条例第1号）

(2) 大和市病院事業の業務の状況を説明する書類の作成に関する条例（昭和39年大和市条例第10号）

(3) 大和市病院事業の契約に関する条例（昭和39年大和市条例第9号）